第八条第一項を次のように改める。

審議会は、会議を開き、議決する場合は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

一　外国人である委員及び議事に関係のある外国人である臨時委員の数が、委員及び議事に関係のある臨時委員の総数の五分の一を超えないこと。

二　委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席すること。

附　則

この政令は、国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律の施行の日（令和四年十一月十五日）から施行する。

総務大臣　寺田　稔
文部科学大臣　永岡　桂子
内閣総理大臣　岸田　文雄

安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年十一月十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百四十七号

安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十六号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和四年十一月十四日とする。

内閣総理大臣　岸田　文雄
財務大臣　鈴木　俊一
経済産業大臣　西村　康稔
国土交通大臣　斉藤　鉄夫

安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年十一月十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百四十八号

安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理及び経過措置に関する政令

内閣は、安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十六号）の一部の施行に伴い、及び同法附則第三十二条の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章　関係政令の整理（第一条―第十一条）
第二章　経過措置（第十二条）
附則

第一章　関係政令の整理

（独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法施行令の一部改正）

第一条　独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法施行令（平成十五年政令第五百五十四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法施行令

第一条第一項中「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（」を「独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（」に、「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法（」を「独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法（平成十四年法律第九十四号。」に改める。

第五条（見出しを含む。）及び第六条（見出しを含む。）中「石油天然ガス・金属鉱物資源機構」を「エネルギー・金属鉱物資源機構」に改める。

第七条の見出しを「（エネルギー・金属鉱物資源債券申込証）」に改め、同条第一項中「石油天然ガス・金属鉱物資源債券の」を「エネルギー・金属鉱物資源債券の」に、「石油天然ガス・金属鉱物資源債券申込証」を「エネルギー・金属鉱物資源債券申込証」に改め、同条第二項中「石油天然ガス・金属鉱物資源債券（」を「エネルギー・金属鉱物資源債券（」に、「振替石油天然ガス・金属鉱物資源債券」を「振替エネルギー・金属鉱物資源債券」に、「石油天然ガス・金属鉱物資源債券の」を「エネルギー・金属鉱物資源債券の」に、「石油天然ガス・金属鉱物資源債券申込証」を「エネルギー・金属鉱物資源債券申込証」に改め、同条第三項中「石油天然ガス・金属鉱物資源債券申込証」を「エネルギー・金属鉱物資源債券申込証」に改め、同項第一号から第五号まで、第七号及び第十号中「石油天然ガス・金属鉱物資源債券」を「エネルギー・金属鉱物資源債券」に改める。

第八条の見出し及び同条第一項中「石油天然ガス・金属鉱物資源債券」を「エネルギー・金属鉱物資源債券」に改め、同条第二項中「振替石油天然ガス・金属鉱物資源債券」を「振替エネルギー・金属鉱物資源債券」に改める。

第九条の見出し中「石油天然ガス・金属鉱物資源債券」を「エネルギー・金属鉱物資源債券」に改め、同条中「石油天然ガス・金属鉱物資源債券の」を「エネルギー・金属鉱物資源債券の」に、「石油天然ガス・金属鉱物資源債券を」を「エネルギー・金属鉱物資源債券を」に、「石油天然ガス・金属鉱物資源債券申込証」を「エネルギー・金属鉱物資源債券申込証」に改める。

第十条（見出しを含む。）及び第十一条第一項ただし書中「石油天然ガス・金属鉱物資源債券」を「エネルギー・金属鉱物資源債券」に改める。

第十二条の見出し及び同条第一項中「石油天然ガス・金属鉱物資源債券原簿」を「エネルギー・金属鉱物資源債券原簿」に改め、同条第二項中「石油天然ガス・金属鉱物資源債券原簿」を「エネルギー・金属鉱物資源債券原簿」に改め、同項第一号及び第二号中「石油天然ガス・金属鉱物資源債券」を「エネルギー・金属鉱物資源債券」に改める。